

監査報告書

令和5年5月23日

公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会
理事長 三根 眞理子 様

監事

岡村康司

公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会定款第8条第1項の規定に基づき監査を行いましたので、次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和5年5月23日
- 2 監査の範囲 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの会計年度における事業報告及び決算の監査
- 3 監査項目
 - (1) 事業の執行状況
 - ア 事業報告に関する事
 - イ 財産の状況に関する事
 - ウ 財産の管理に関する事
 - エ 事務の執行に関する事
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料の調査
当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録
- 4 監査意見
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果
計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。